

有害鳥獣被害防止対策推進事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）				部局名	環境エネルギー部			
短期アクションプラン	テーマ	テーマ4 地域の豊かさを支え、高いブランド力で国内外に展開する農林水産業						
	施策	施策1 多様な人材が活躍できる農業経営の実現						
	目的	新規就農者の確保や競争力の高い経営体の育成、中山間地域農業の振興と地域活性化により、意欲ある多様な農業者が活躍できる農業経営の実現を図る。						
	目標指標(R2)	生産農業所得	1,100 億円					
	851 億円(H26)	現状	—	主要事業	中山間地域農業の振興と地域活性化			
事業名	有害鳥獣被害防止対策推進事業費		担当課・担当	みどり自然課 自然環境担当				
事業開始年度	不明		事業終了(予定)年度	未設定				
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	鳥獣による農作物被害防止を図るため、市町村における被害防止体制の整備を推進とともに、地域が主体となった鳥獣害防止の取組みに対して支援を行う。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村鳥獣被害防止対策協議会が取り組む被害対策活動や、鳥獣被害防止のための電気柵設置、イノシシ夏季捕獲等の実施に対する助成を行う。</li> <li>地域で鳥獣被害対策を指導できる人材、市町村における鳥獣被害対策実施隊による効果的な被害対策を実施できる人材を育成する。</li> <li>地域住民自らが主体となった被害防止対策の総合的な取組みに対して支援する。</li> <li>センサーカメラ付きわなを活用したイノシシ捕獲実証を行い、省力的な捕獲活動を推進する。</li> </ul>							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由：市町村や生産者の取組みへの補助とともに、県が研修会の直接実施や委託によるICT捕獲実証を行っている。							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	有害鳥獣被害防止対策	7,625	9,500					
	鳥獣被害防止総合対策	91,876	90,069					
	鳥獣被害対策指導者養成	797	846					
	広域連携及び地域ぐるみの総合的取組み支援	4,967	3,051					
	計	105,265	103,466	0	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金	97,640	93,966					
	繰入金	7,625	9,500					
	その他特定財源							
	一般財源							
	計	105,265	103,466	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	市町村の鳥獣被害防止計画の策定件数	活動実績	件	32	34			
		当初見込み	件	32	33	33	34	
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	鳥獣による農作物被害金額 (各市町村が鳥獣被害防止計画を策定して対策に取り組むことで、農作物被害金額の減少に寄与する。)	成果実績	百万円	573	集計中			
		目標値	百万円	550	520	490	440	
		達成度	%	96%				
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

野生鳥獣による農作物被害は、直接的な被害のみならず、農業者の営農意欲の減退、耕作放棄地の増加をもたらすなど、農業にとって深刻な問題であり、県では、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止計画の策定を市町村に働きかけ、鳥獣被害防止対策交付金等を活用した被害防止対策の実進を進めている。  
過去5年間の農作物被害金額減少率が25%(H22:778百万円→H27:581百万円)であることを踏まえ、令和2年度目標は、現状(27年度)からさらに25%減とする440百万円と目標設定する。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生鳥獣による農作物被害は、直接的な被害のみならず、農業者の営農意欲の減退、耕作放棄地の増加をもたらすなど、農業にとって深刻な問題であることから、本事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映した事業である。</li> <li>平成29年度の鳥獣による農作物被害金額は、573百万円となり前年対比96%(平成28年度:595百万円)の現状維持となったものの、情報の共有や補助事業の活用を推進し、被害を減らしていく取組みが求められていることから優先度の高い事業である。また、目標水準としても妥当である。</li> <li>農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した鳥獣被害防止対策事業によりハード・ソフト両面から被害防止対策を実施しており、中でもライフル射撃場の整備や侵入防止柵の設置といったハードの拡充を図ることで被害防止対策を実施している。</li> </ul>
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	B	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した事業内容であり、前年度に各市町村より要量調査を行うことで見込を精査している。</li> <li>また、実績についても、内示額に応じた活動計画にするよう市町村等に指導しており、見込に見合ったものとなっている。</li> <li>上記のとおり、国の交付金事業であるため、支出先の選定、受益者との負担関係及び費目・用途の限定についても、交付要綱、実施要領等にて限定しているため妥当である。</li> <li>県単独事業である山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業(上記交付金の嵩上げ補助事業)による事業も行っており、これについても補助対象事業が限定されており妥当である。</li> <li>平成30年度まで農林水産部園芸農業推進課で担っていた本事業が、令和元年度よりみどり自然課へ移管されている。これにより鳥獣関連業務については、みどり自然課で一元化した対応が可能となっている。</li> </ul>
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	
の役割分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記のとおり、国の交付金事業が主であるので県としての役割が確立されており市町村、民間等に委ねることは難しい。</li> </ul>
今後改善の課題	今後も野生鳥獣による農作物被害を減少させるべく事業を継続し、R2までに農作物被害金額440百万円を達成できるよう取り組んでいく。		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。

B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。

C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。

-: 該当しない